

令和4年

第16回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年6月27日(月)

伊勢原市農業委員会

## 第16回 伊勢原市農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和4年6月27日（月） 午前10時20分から午前11時20分まで

### 2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

### 3 委員在任定数 10名

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄  |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文  |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一  |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美  |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

### 4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員 12名出席）

### 5 欠席委員

なし

### 6 署名委員

大木 克美、重田 千秋

### 7 議長

鈴木 雅之

### 8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫

### 9 傍聴者

なし

## 10 審議内容 (開会 午前10時20分)

- [事務局長] 只今より第16回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。
- [議長] それでは、只今から、第16回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、2番・大木克美委員と3番・重田千秋委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案7件の計12件となっております。まず、報告より入ります。
- [議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。議案書の1ページをご覧ください。内訳は、比々多地区で2件、伊勢原地区で2件、大田地区で1件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の3件、比々多地区的1件、成瀬地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- 報告第2号の1については、平成16年頃に宅地に転用したもの、報告第2号の2については、平成24年頃に駐車場に転用したもの、

[事務局] 報告第2号の3については、昭和50年頃に宅地に転用したもの、報告第2号の4については、昭和55年頃に宅地に転用したもの、報告第2号の5については、平成15年頃に道路に転用したもの、報告第2号の6については、平成元年頃から道路隅切りとして使用されていたものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が6件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、比々多地区の1件、成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。  
報告第3号の1、報告第3号の2及び報告第3号の3については、宅地造成を行うものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【質問なし】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で3件、成瀬地区で1件の申請がありました。  
報告第4号の1、申請人は沼目2丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年5月12日、対象農地の明細は11ページです。沼目2丁目の1筆、面積は652平方メートルです。5月16日に事務局で現地調査を行い、ナス、キュウリ、ネギ等

[事務局] の栽培を確認しています。5月17日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の2、申請人は高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年5月27日、対象農地の明細は12ページです。高森字赤坂に5筆、合計面積は2,321平方メートルです。5月31日に事務局で現地調査を行い、露地野菜、梅等の栽培を確認しています。6月2日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の3、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年6月6日、対象農地の明細は13ページから14ページです。上平間字上郷に2筆、同字稻荷山前に8筆、同字善光に1筆、同字堤に1筆、同字七々町に8筆、合計20筆、面積は9,424.61平方メートルです。6月15日に事務局で現地調査を行い、水稻、ネギ、薩摩芋、枝豆等の露地野菜の栽培を確認しています。6月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の4、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年6月6日、対象農地の明細は15ページから16ページです。小稲葉字畠合5筆、同字鎌田5筆に2筆、同字長橋に1筆、同字谷堺に1筆、合計12筆、面積は8,863平方メートルです。6月15日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しています。6月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 令和4年6月10日付で、伊勢原市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、伊勢原市農業振興地域整備計画に定める農用地区域の一部除外について意見照会がありました。

[事務局] 議案第1号の1、図面番号は1番です。併せて公図、参考図をご覧ください。農家分家住宅の建設計画に伴い、農振農用地区域から一部を除外します。申出人は、市内東大竹のアパートにお住まいの方で、土地所有者はその父親です。農用地区域から除外する部分は、能力開発センターの南側、日向字南新田の1筆の一部で、面積は687平方メートルのうち、398.48平方メートルの敷地に木造2階建ての延床面積144.91平方メートルの分家住宅を建設する計画です。この場所は農振農用地ですが、建設会社が法令に違反し、下水道のシールド工法の資材が置かれていた場所ですが、令和4年4月に農地に復元する是正工事が完了したため、その西側半分に住宅を建設します。第1種農地の分家住宅要件として集落接続がありますが、能力開発センターも学生寮があり、生活の拠点となるため要件を満たしています。他に住宅に適した土地がないため、申請地をやむを得ず農用地区域から一部除外するものです。農用地区域の一部除外について意見をお願いいたします。なお、市農業振興課は、神奈川県の同意を得て最終審査を行い、農用地の一部除外の手続きを行います。その後、申請者は農地法に基づく転用許可申請を行うことになります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 6月24日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、能力開発センターの前の農地ですが、青地を除外するというのはどういうことか委員の間でも疑問でしたが、他の農地に影響がなければ問題はないと思われます。住宅の建築については、周囲には住宅が建ち並んでいますので、除外しても差し支えないのではないかというのが地区委員の意見です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

- [議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」とこといたします。
- [議長] 議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、大田地区で1件、伊勢原地区で1件の申請がありました。
- 議案第2号の1、申請人は市内上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は19ページから21ページです。
- 申請地は、下谷字廣町に1筆、上平間字上郷に3筆、同字俵本前に4筆、同字上郷前に1筆、同字浮蓋に3筆、同字入分に1筆、同字堤前に4筆、同字四反田に3筆、同字堤に4筆、合計24筆、合計面積11,250.24平方メートルを特例農地として申請しています。
- 6月17日に地区委員と事務局、相続人の方とで現地調査を行い、畑にはネギ、ナス、キュウリなどの露地野菜、水稻の作付けがされており適正に管理されておりました。
- 次に、議案第2号の2、申請人は市内岡崎にお住まいの方で、被相続人の妻です。対象農地の明細は22ページです。申請地は、岡崎字天神下の1筆、面積2,405平方メートルを特例農地として申請しており、生産緑地の指定も受けています。6月16日に、地区委員と事務局、相続人の方とで現地調査を行い、畑にはネギ、南瓜、ナスなどの露地野菜の作付けがされており、適正に管理されていました。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。
- [地区担当委員] 6月17日に事務局と現地を確認し、特に問題はないと思われますが、この方は利用権設定して貸し借りをしているようですので、その手続きはしっかりと行っていただきたいと思っています。
- [議長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

- [地区担当委員] 6月16日に事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおり特に問題はなく、適正であると思われます。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質疑なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」とこといたします。
- [議長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質疑なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり認める」とこといたします。
- [議長] 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができます。その場合には、この証明書の添付が必要となります。

議案第3号の1、生産緑地の場所は、図面番号2番になります。出願者は沼目4丁目の方で、農業の主たる従事者の孫にあたります。申し出の理由は、主たる従事者が令和元年12月22日に死亡した事によるものです。対象の生産緑地は、沼目2丁目の畠1筆で、面積は、796平方メートルです。6月17日に地区委員と事務局で現地調査を行いました。対象農地には、普通野菜が栽培されていることを確認しております。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 6月17日には事務局と、6月22日には地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、特に問題はないと思われます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

[A委員] 主たる従事者が令和元年に亡くなっていますが。ここで申請がされた理由をお聞きかせください。

[事務局] 令和元年12月に相続が開始されましたが、相続の協議が整わず、ようやく孫にあたる方が相続することが決定しましたので、死亡による買取り申し出の手続きに移行することになったものです。

[議長] その他にございますか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり認める」といいたします。

[議長] 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会

[事務局] の許可が必要です。今回、大山地区で1件、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第4号の1、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。申請地は子易字南澤の1筆、面積は29平方メートルの畠です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は、岡崎にお住いの方で、譲受人は子易の方です。譲受人世帯の経営農地面積は10,693平方メートルで、下限面積の特段の面積の20アールを超えており、農地取得に支障はありません。取得する農地にはみかんを作付けする予定です。6月13日に事務局と地区委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、みかん、柿等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第4号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。申請地は、田中字アツマの2筆、面積は1,310平方メートルの畠です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は、田中にお住いの方で、譲受人は伊勢原4丁目の方です。譲受人世帯の経営農地面積は8,619平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており、農地取得に支障はありません。取得する農地には柿を作付けする予定です。6月15日に事務局と地区委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、梨、柿等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 6月13日に事務局、譲受人と耕作農地を確認しました。果樹が栽培され、適正に管理されていました。また、6月24日に地区委員全員で現地の確認を行っております。下限面積を超えており、新たに農地を取得することに問題はないかと思います。

[議長] 次に、議案第4号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

- [地区担当委員] 6月16日に事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思われます。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質疑なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 举手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議長] 議案第4号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質疑なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議長] 举手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議長] 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、2件の申請がありました。  
議案第5号の1、図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、上粕屋字咳止橋の1筆の一部、面積は63平方メートルのうち53.07平方メートルで、北側は畠、西側と南側は4月に分家住宅の申請をした土地で、東側は県道に接してい

## [事務局]

ます。譲渡人は市内上粕屋の方で、譲受人は高森1丁目の方です。譲受人は、4月に分家住宅の転用申請を行いましたが、入口部分が先祖代々の土地ではなく、平成9年に交換で取得した土地であるため、分家住宅の敷地とすることができます、2メートル幅の通路のみとしました。今回は、残り部分を駐車場として転用申請するものです。

道路と宅盤は2メートルの高低差があり、宅地内にスロープを付けることができないため、車2台分の駐車場と階段を設けます。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しません、6月17日に県担当者の現地調査を受け、手続き終了後は、県知事に副申します。次に、議案第5号の2、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、上粕屋字神成松の6筆、農地面積は3,708平方メートル、令和3年8月の農業委員会総会で承認をいただき、令和3年11月12日付けで一時転用許可を受けた場所で、令和4年6月24日で一時転用の期限を迎ますが、計画高に達した段階で地盤沈下観測をしたところ3ヵ月で1.8から8.4センチメートルの沈下を観測し、このままでは表面排水等の構造物を設置できないことが判明しました。急遽、工法を変更してプレード工法により盛土圧をかけて圧密沈下を促進させ、令和6年3月31日まで工期を延長する工事変更を相談したところ再許可申請となりました。譲渡人は4名の方で、市内上粕屋の方が3名、厚木にお住まいの方が1名となっています。譲受人は新東名を工事している会社です。耕土層の1メートルは、申請農地の表土を一時撤去して仮置場に保管したままになっていますので最後に表土として戻します。プレードの土は、新東名高速道路の敷地内の置場から一般道路を使用せず、直接申請地に搬入します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地境は29度の法面勾配とし、30センチメートルの離れをとり、法面上にU字溝、地中に暗渠配水管を設けて隣地に流出しないよう被害防除します。農地へ復元後は、里芋・ジャガイモ・カボチャを栽培します。他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者・大学・横浜財務事務所とは協議済みです。一時転用による周辺農地への影響もなく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。なお、6月22日に県担当者の現地

調査を受け、対象地が3,000平方メートル以上のため、7月20日の常設審議委員会に出向き諮問を行い、問題がなければ県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第5号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 6月17日に測量会社、ハウスメーカーから説明を受け、6月24日には、地区委員全員で現地を確認しました。図面のとおり道路側の擁壁を造るということで、隣地に影響がないことが確認できましたので問題ないと思われます。

[議長] 次に、議案第5号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] この件は、地区委員全員で協議した結果 工期の延長であれば問題はないとの結論に至りました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第5号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第5号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号の2については、「原案のとおり許可相当とする」とこといたします。

[議長] 議案第6号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第6号の1、図面番号は7番、併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、子易字スワウラの1筆、面積は213平方メートルです。経過につきましては、祖父が昭和の初め頃に自宅を建設し、その東側の畠に物置を建築して一体の宅地として現在まで使用しています。経過を証明する資料としては、平成19年の航空写真、平成元年度の固定資産税名寄帳を提出しています。申請地の周囲は、住宅に囲まれた敷地で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令の違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

続きまして 議案第6号の2、図面番号は8番、併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、神戸字川久保の1筆、面積は27平方メートルです。経過につきましては、昭和44年に借地人が住宅を建設しましたが、土地が不整形であったため、同じ年に交換で農地を取得しました。今回、土地を整理するため調査をしたところ、住宅の一部と車庫が交換した農地の上にあることが分かり、知り合いに相談したこところ非農地証明の申請に至ったとのことです。経過を証明する資料としては、平成19年の航空写真、昭和45年の法務局の建物図面、平成元年度の固定資産税名寄帳を提出しています。申請地の東側は農地で他は住宅に囲まれた敷地で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令の違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回、非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の

広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第6号の1につきまして、地担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 6月24日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、現地には、かなり古い土壁の物置が建っていることを確認しました。現状はかなり雑木が生い茂っており、農地に戻すには非常に難しいと思われます。周囲は道路と宅地に囲まれております、周辺農地に影響を及ぼすことも考えられませんので。特に問題はないと思います。

[議長] 議案第6号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 6月23日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、この件は、農地法施行前のことでありました、農地の交換分合、未線引き畦畔の払い下げが絡んでおります。当時、登記されず放置されていたのが現状です。現地におきましては特に支障はなく、非農地の証明をしてもよろしいかと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第6号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員／挙手多数。よって、議案第6号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第6号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

## 【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第6号の2については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 次の議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、事務局は、関係委員を退室させてください。

## 【 関係委員退室 】

[議長] 議事を進めます。議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります7件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。なお、これらについて決定いただける場合は、7月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第7号の1、比々多地区、三ノ宮字丸山の1筆、1,133平方メートルの賃貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第7号の2、比々多地区、善波字堂ヶ沢の1筆、595平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第7号の3、成瀬地区、下糟屋字前田の6筆、

[事務局] 計2,141平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第7号の4、成瀬地区、高森の2筆、計930平方メートルの使用貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第7号の5、大田地区、上平間字浮蓋の2筆、上平間字入分の1筆、上平間字四反田の3筆及び上平間字堤の4筆、計5,532平方メートルの使用貸借について、受け手は、本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第7号の6、大田地区、下谷字廣町の1筆、921平方メートルの使用貸借について、受け手は、本市の認定農業者及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第7号の7、大田地区、沼目字澤尻の3筆、計553平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第7号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第7号については、「原案のとおり認める」とこといたします。事務局は、関係委員を入室させてください。

【 関係委員入室 】

[議長] 以上をもちまして、第16回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。  
【11時20分 終了】